

議員提出議案第3-7号

専決処分事項の指定についての一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和3年12月16日

あきる野市議会議長 中嶋博幸 殿

提出者 あきる野市議会議員 堀江武史

賛成者 あきる野市議会議員 合川哲夫

〃 〃 増崎俊宏

〃 〃 たばたあずみ

〃 〃 辻よし子

提案理由

地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を新たに追加するため。

専決処分事項の指定についての一部改正について

専決処分事項の指定について（平成7年9月13日議決）の一部を次のように改正する。
第3項の次に次の2項を加える。

- 4 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正
- 5 会計年度末における地方税法（昭和25年法律第226号）その他の法令の改正に伴って必要となる条例の改正で、改正すべき内容に市の裁量の余地がなく、かつ、直ちに施行しなければならないもの